

1 当社と郵便局との関係

当社(株式会社かんぽ生命保険)は、日本郵政グループ会社の1つです。
日本郵便株式会社(郵便局)に、当社の業務の一部を委託しています。

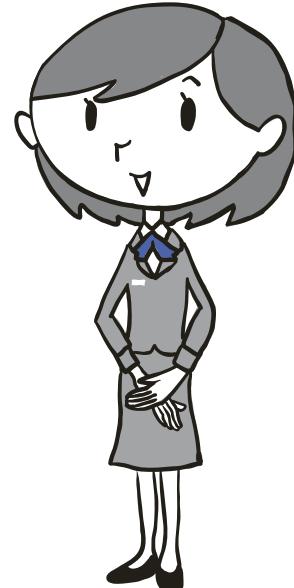
- 当社は、保険料の収納業務、保険金の支払請求などの業務の一部を日本郵政グループの日本郵便株式会社(郵便局)に委託しています。



2 生命保険募集人と契約の成立

当社の商品を取り扱う生命保険募集人(当社の支店や郵便局の社員)は、保険契約の締結の代理権はありません。

- 保険契約は、お客さまからの申し込みに対して**当社が承諾したとき**に成立します。
- 契約が成立したときには、**申し込みの承諾**の通知に代えて、ご契約者に**「保険証券」**を勤務先を経由して交付します。



3 加入の制限

加入限度額などの範囲内で申し込みください。

(1) 加入できる方の制限

- 「財形積立貯蓄保険」、「財形住宅貯蓄保険」および「財形終身年金保険」では、ご契約者および被保険者が同一人(財形終身年金保険では、年金受取人も同一人)で、かつ、勤労者財産形成促進法(以下「財形法」といいます。)に規定する勤労者であることが必要です。

【財形法第2条第1号】

「勤労者」とは、職業の種類を問わず、事業主に雇用される者をいいます。

- 保険料について事業主による賃金控除・払込代行が行われる必要があることや、事業主が親族の場合には、財形法上の勤労者と認められることが必要(例:事業主と同居し、生計を一にする親族は勤労者に該当しないなど)であることなどの要件を満たすことが必要です。

- これらの要件に適合しない場合には契約は無効となります。

(2) 加入できる契約数の制限

- すでに財形法上における勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結している勤労者の方は、新たに勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結することはできません。また、すでに勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結している勤労者の方は、新たに勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結することはできません。

(3)加入できる払込保険料および年金の限度額

- 当社の保険契約については、法令により、被保険者1人について、加入できる払込保険料総額および年金額の限度(加入限度額)が定められています。
- 加入限度額を超えた申し込みがあったときは、その申し込みは引き受けできません。
- 基本契約の成立後に加入限度額の超過が判明したときには、超過した基本契約を解除することがあります  ①。
- 「財形積立貯蓄保険」および「財形住宅貯蓄保険」の払込保険料総額の加入限度額
被保険者1人につき … 550万円
- 「財形終身年金保険」の年金の加入限度額
被保険者1人につき … 年額の合計90万円
- 被保険者が「簡易生命保険契約」  ②に加入されているときには、当社の生命保険に加入できる「払込保険料の総額」または「年金額」は、上記の金額から、簡易生命保険契約の「払込保険料の総額」または「年金額」を差し引いた額となります。

財形商品については、上記の加入限度額の他に関係法令などに関する制限があります。

 ①約款参照

財形積立約款・財形住宅約款「第13条」、財形終身年金約款「第17条」

 ②解説

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構  ③が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約

 ④解説

日本郵政公社が解散時点で保有していた郵便貯金契約および簡易生命保険契約を承継し、管理することを業務とする独立行政法人 (<https://www.yuchokampo.go.jp/>)

 Web参照

2018年12月現在の法令に基づいて記載しています。今後、法令の改正によって変更となる場合もあります。当社の加入限度額に関する最新の情報は、当社Webサイト (<https://www.jplife.japanpost.jp/>) で確認してください。

4 契約の保障(責任)の開始

■ 約款参照

財形積立約款・財形
住宅約款・財形終身
年金約款「第3章」

当社が契約の申し込みを承諾した場合、「第1回保険料(第1回保険料相当額)の払い込み」が完了した時から、当社は保険金の支払いなどの契約上の保障(責任)を開始します。申し込みをしただけでは保障は開始されません。

■ ①しおり14P参照

「申し込み手続きの
際の注意点」

- 当社が契約の申し込みを承諾するかどうかは、加入限度額などに関する内容などを考慮して判断します。
- 当社が契約の申し込みを承諾したときには「**承諾の通知**」に代えて、ご契約者に「**保険証券**」①を勤務先を経由して交付します。
- 保障(責任)開始の日は「**保険証券**」で確認することができます。

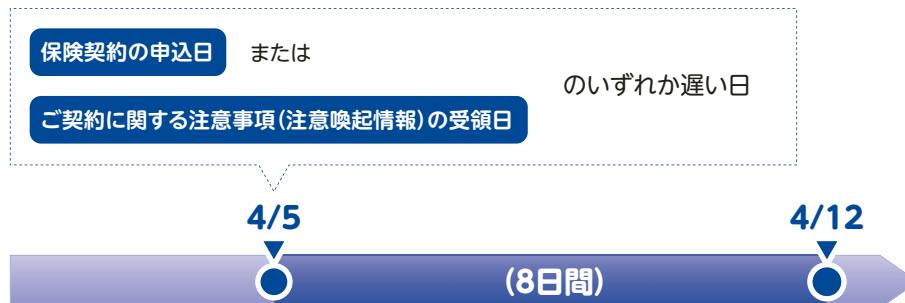


5 クーリング・オフ制度

契約に納得がいかない場合、所定の条件を満たすことで、契約の申し込みの撤回(クーリング・オフ)ができます。

- 申込者またはご契約者は、「保険契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内であれば、書面による通知**により、契約の申し込みを撤回(契約成立後は解除。以下「撤回など」といいます。)できます。
- 申し込みの撤回などがあったときは、すでに払い込んだ保険料は申込者またはご契約者に返します。
- クーリング・オフの申し出をした後に、保険証券が到着したときは、当社の支店にご連絡ください。

●クーリング・オフの例



- クーリング・オフの申し出ができる期間は、4/12までの8日間です。
- 郵送による場合は、4/12までの消印のあるものが有効となります。

【通知方法】

●契約の申し込みを撤回などする場合には、次の方法があります。

①来店の方法

以下のものをお持ちの上、当社の支店に申し出てください。

- ア 申込者またはご契約者本人であることを証明できる書類
(健康保険証、運転免許証など(原本))
- イ 申込内容を確認できるもの
(申し込みの際に交付する保険料充当金領収証など)

②郵送の方法

以下のはがきを、当社の支店に郵送してください。

郵送のときは「保険契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて「8日以内の消印のあるものが有効」となります。



【クーリング・オフはがき記入例】

すでに保険証券が届いているときは、記載してください。

郵便はがき <input type="checkbox"/> 切手 <input type="radio"/> ○ <input type="radio"/> ○ <input type="radio"/> ○ 支店 あて 株式会社かんぽ生命保険	下記の保険契約の申し込みを クーリング・オフします。 申込年月日 ○年○月○日 保険種類名 ○○○○保険 保険金額(または払込額) ○,○○○,○○○円 保険料額 ○○,○○○円 被保険者氏名 ○○○○○ 保険証券記号番号 ○○-○○-○○○○○○○○
--	---

申し込みをした当社の支店に郵送してください。

申込者またはご契約者本人が自署してください。

はがきを投函する日付を記載してください。

6 現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ

現在の契約を解約・減額して、新たな契約の申し込みをする場合、ご契約者に不利益になることもあります。

⚠ ご注意

- 現在の契約について解約または減額した場合に支払う返戻金額は、多くの場合、払い込んだ保険料の合計額より少ない金額となります。特に契約後、短期間で解約した場合は、返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在の契約と新たな契約とでは異なることがあります。例えば、新たな契約の予定利率が現在の契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなることがあります。
- 告知が必要な新たな契約の申し込みをするときは、一般的の契約と同様に「告知義務」があるため、健康状態などにより、新たな契約の引き受けができないことや、その告知をしなかったために、新たな契約が解除または取り消しとなることがあります。



7 当社からの契約内容などの確認

- 当社の担当者または当社が委託した者が、契約の申し込み後または保険金などの請求の際に、申込内容や請求内容について確認をする場合があります。
- 確認の際にはご協力を願いします。

8 申し込み手続きの際の注意点

▶ 1 申込書は本人が記入してください。

- 申込書は重要な書類です。ご契約者本人が記入してください。



①しおり22P参照

「指定代理請求制度」

▶ 2 保険金受取人、指定代理請求人①を指定してください。

- 万が一のときや病気やケガのときに、保険金などの円滑な請求手続きを行うためにも、申し込みの際には、保険金受取人および指定代理請求人を指定してください。また、ご契約者から保険金受取人および指定代理請求人の方へ、事前に契約内容について説明してください。

▶ 3 保険料領収証を勤務先に交付しています。

②しおり32P参照

「保険料の払込方法」

- 勤務先を経由して保険料を払い込んだときには、「当社所定の領収証」②(当社の社名が印刷されたもの)を勤務先に交付しています。



▶ 4 保険証券を確認してください。

③しおり10P参照

「契約の保障(責任)の開始」

- 「保険証券」③が届いたら、申込内容と違いがないか確認してください。

- 当社の保険契約の保険料払い込みや保険金支払いの取り扱いにおいて、預貯金通帳をお預かりすることはありません。



ご注意

- 次の場合は、かんぽコールセンター 0120-552-950にご連絡ください。

①万が一、当社の支店または郵便局の社員が、お客さまから「保険料」や「保険証券」などを「当社所定の用紙」ではなく、名刺やメモで預かったとき

②「保険証券」が、申込内容と異なるときや不明な点があるとき